

原議保存期間	3年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

警視庁生活安全部長 殿  
 各道府県警察(方面)本部長  
 (参考送付先)  
 各管区警察局長

警察庁丁人少発第818号  
 令和5年6月30日  
 警察庁生活安全局人身安全・少年課長

特に迅速な対応を必要とする行方不明事案における警察の組織的機能の発揮について(通達)

未成年者を始めとする特異行方不明者の行方不明事案については、「行方不明者発見活動に関する規則」(平成21年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。)、  
 「行方不明者発見活動に関する規則の運用上の留意事項等について(通達)」(平成24年3月19日付け警察庁丙生企発第10号ほか)、  
 「人身安全関連事案に対処するための体制の確立について(通達)」(平成31年3月29日付け警察庁丙生企発第70号ほか)、  
 「人身安全関連事案への対応上の留意事項について(通達)」(令和3年8月26日付け警察庁丁生企発第549号ほか)等に基づき、適切な対応に努めているところ、  
 特異行方不明者の立ち回り見込先が他の都道府県警察に及ぶ事案への対応上の基本的な考え方等については、下記のとおりであるので、遺憾のないようにされたい。

## 記

### 1 基本的な考え方

未成年者を始めとする特異行方不明者の行方不明事案のうち、福祉犯被害や自殺企図等、重大な事件や結果に至るおそれがあるなど、事案の危険性・切迫性から、特に迅速な対応を必要とするものについては、特異行方不明者の立ち回り見込先が遠方の都道府県警察に及ぶ場合であっても、関係する都道府県警察の連携不足でその対応が遅れ、事態の悪化を招くようなことは決してあってはならない。下記2(1)の対象事案への対応に当たり、特異行方不明者の立ち回り見込先等を管轄する都道府県警察は、人身の安全を早急に確保するという共通の目的を達成するため、相互協力の精神に基づく積極的な対応を図り、規則第3条第4号に規定する警察の組織的機能を十分に発揮すること。

### 2 都道府県警察間の手続等

#### (1) 対象事案

未成年者を始めとする特異行方不明者の行方不明事案のうち、事案の危険性・切迫性から、特に迅速な対応を必要とする事案

(2) 行方不明者届を受理した都道府県警察の警察署長による手配等

行方不明者届を受理した都道府県警察の警察署長（以下「受理署長」という。）は、居所、友人宅、店舗、宿泊施設等の行方不明者の立ち回りが予想される場所が、受理署長等による行方不明者発見活動によって、一定の確度で明らかとなっている場合、立ち回り見込先を管轄する都道府県警察の警察署長（以下「管轄署長」という。）に対して、規則に基づく「特異行方不明者手配」を積極的に行うとともに、特異行方不明者手配を実施した際は、警察官等を現地に派遣するなど、管轄署長と緊密に連携すること。

なお、受理署長は、特異行方不明者手配が、管轄署長に対して発見活動を義務付けるものである点に配慮し、警察本部から必要な指導・助言を受けるなどしながら、手配の必要性を適切に判断すること。

(3) 「特異行方不明者手配」を受けた管轄署長の責務等

「特異行方不明者手配」を受けた管轄署長は、規則に基づき、発見活動を行う責務を負っていることから、次の着眼点を参考とし、警察本部から必要な指導・助言・支援を受けるなどしながら、合理的な範囲で特異行方不明者の発見活動等を行うこと。

ア 立ち回りの有無の調査

(ア) 友人、知人等の関係者の居宅、ホテル等の宿泊施設、インターネットカフェ、コンビニエンスストア等の確認

(イ) 防犯カメラ映像等の確認

イ 立ち回り見込先の周辺の探索

(ア) 駅、高速バス停留所等の周辺の探索

(イ) 繁華街、公園等の探索

ウ 立ち回り見込先の関係者に対する特異行方不明者が立ち回った際の連絡の依頼

(ア) 友人、知人等の関係者に対する連絡の依頼

(イ) ホテル等の宿泊施設に対する連絡の依頼

エ 特異行方不明者の保護等

(ア) 警察官職務執行法等の各種法令に基づく保護

(イ) 警察署、交番等の警察施設に同行して行う特異行方不明者の安全確認

3 留意事項

警察署長は、受理署長から特異行方不明者の発見活動の協力要請がなされた場合は、特異行方不明者の立ち回り見込先が、具体的に明らかとならない場合にあっても、当該協力要請を受けた警察署長において、特異行方不明者の生命又は身体に重

大な危険が生じている可能性が高く、かつ、緊急性が認められると判断したときは、都道府県警察における相互協力の精神に基づく積極的な対応を図り、2(3)の発見活動等を行うこと。